

北海道文教大学私費外国人留学生学費減免規程

(平成15年3月27日 則 第9号)

(目 的)

第1条 この規程は、北海道文教大学（以下「本学」という。）に入学する私費外国人留学生の経済的負担を軽減し、国際社会において指導的役割を果たす有為な人材の育成を図るため、学費の減免について定める。

(減免の対象)

第2条 本学の実施する外国人留学生入学試験及び編入学試験（以下「試験」という。）により、入学を許可された新入生及び在学生在で経済的に修学困難な者とし、別に定める選考等に関する要項により申請した私費外国人留学生を対象とする。

(減免の種類)

第3条 学則第39条又は第40条に規定する学費の内、私費外国人留学生を対象に減免する学費の種類及び減免率は次のとおりとする。

学費の種類	初年度	2年目以降	2年目以降の条件
授業料	40%	40%	前学期の単位修得状況により減免率が変更となる。

2 前項の「2年目以降の条件」についての審査は、国際交流委員会において行う。

(通 知)

第4条 第2条に定める選考等に関する要項に基づき、減免が決定した者には文書をもって通知する。

(取 消)

第5条 対象学生が年度中に次の各号の一に該当するときは、これを取り消し、免除分を追徴する。

- ① 退学したとき及び懲戒処分を受けたとき
- ② 成業の見込みがないとき及び留年したとき。
- ③ 不法就労等本学学生としてふさわしくない行為があったとき

(所 管)

第6条 本規程に定める減免の事務所管は、学務部国際課及び財務部会計課とする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、国際交流委員会及び教授会の議を経て、理事会が行うものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年3月末日に在学する学生については、従前のとおりとする。

附 則

この規程は、平成19年5月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月18日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年5月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成26年3月末日に在学する学生については次のとおりとする。

第3条第1項関係

学費の種類	初年度	2年目以降	2年目以降の条件
入 学 料			前学期の単位修得状況により減免率が変更となる。
授 業 料		50%	
教育充実費		50%	

第3条第2項関係

学費の種類	初年度	2年目以降	2年目以降の条件
入 学 料			前学期の単位修得状況により減免率が変更となる。
授 業 料		50%	
教育充実費		50%	

附 則

- 1 この規程は、平成26年5月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成26年度入学生については次のとおりとする。

学費の種類	初年度	2年目以降	2年目以降の条件
入 学 料			前学期の単位修得状況により減免率が変更となる。
授 業 料		50%	

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。